

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

霧島市公共下水道事業受益者負担金条例（平成17年霧島市条例第283号）の一部を次のように改正する。

別表国分隼人第4負担区の項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------|---------------|----------------|
| 国分隼人第5負担区 | 第5期事業認可区域に属する | 1平方メートル当たり430円 |
|-----------|---------------|----------------|

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

公共下水道国分隼人処理区における第5期事業の事業負担金の額を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。